

## 障害者の監禁事件に対する本協会としての対応について（経過報告）

大阪府寝屋川市（2017年12月）及び兵庫県三田市（2018年3月）での障害者の監禁事件に関する報道は、現代も「私宅監置」が非合法に残存している事実を私たちに突き付けてきました。亡くなられた女性には哀悼の意を、福祉施設に入所措置された男性には今後の安寧を心よりお祈り申し上げます。

さて、常任理事会では2つの事件報道を踏まえ、本協会としての対応について協議してきましたので、その経緯と現状をご報告します。2件とも親が監禁・保護責任者遺棄致死や虐待の疑いで逮捕拘留中であることや、三田市では第三者委員会による検証中であることも含め、事件自体の発生経緯等の精査を目的とするものではありません。被疑者である親への批判や擁護、または行政対応等に対する批判の言説を発する前に、私たち精神保健福祉士はこうした事態の発生を予防し、支援するために何を成すべきか考えたいと思います。

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を掲げるまでもなく、精神障害のある人も含めて社会には多様な人が当たり前存在し、その個性や嗜好が尊重される風土文化を醸成することが必要です。しかし、日本では精神障害のある人びとは公衆衛生や隔離収容の対象として扱われてきた長い歴史を有し、その爪痕は今回の事件によっても明らかとなりました。事件の被疑者らは、障害のある我が子のことを相談できず、近隣に迷惑をかけることを避けて隠したとの報道もあります。「そういう人がいることを知らなかった」「障害のある人がいるらしいとは思ったけれど・・・」といった声も聞こえています。また、相談を受けたり事態を把握していても、法的根拠がなければ介入の手立てを講じることのできない行政機能の脆弱さも露呈しています。

地域移行や地域共生社会の実現という大義を果たすには、障害のある人やその家族のことを近隣住民が「我が事」として考えられるような、寛容で温かい社会の創生が求められます。私たち精神保健福祉士は、相談することを恥じたり諦めたりしなくて済むよう困難をかかえる一人ひとりに責任をもって丁寧に応じ、また、そもそも相談や救いの求めを発することのできない人びとにこそ、支援をあまねく届ける術をもたなくてはなりません。

本協会では6月17日に総会を終え、新体制のもとでの活動を始動します。2つの事件に対する憤りや悲しみを課題意識に変えて諸活動を展開し、その過程で情報収集や課題分析を行い、必要な要望や声明の発信、及び注意喚起や情報提供を行っていく考えです。構成員各位からの発信もお待ちしております。

最後に、今後このような被害者が一人も発生しないことを強く願ってやみません。

2018年7月2日